

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成 2 1 年 度 第 3 回 入 間 市 文 化 財 保 護 審 議 委 員 会
開 催 日 時	平成 2 2 年 3 月 1 8 日 (木) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会 ・ 1 2 時 0 0 分 閉 会
開 催 場 所	入 間 市 庁 舎 B 棟 5 階 第 3 委 員 会 室
議 長 氏 名	Ⓐ 田 代 甲 平
出 席 委 員 (者) 氏 名	Ⓐ 田 代 甲 平 Ⓑ 枝 窪 邦 茂 大 舘 勝 治 染 井 佳 夫 渡 邊 久 芳 法 隆 康 一 東 明 大 河 内 隆 敏 柳 澤 か ほ る
欠 席 委 員 (者) 氏 名	鹿 島 英 明
説 明 者 の 職 氏 名	小 野 久 美 子 主 任
会 議 次 第 (公 開 ・ 非 公 開 の 別)	1 開 会 2 挨 拶 文化財保護審議委員会委員長 生涯学習部部長 3 議 題 (1) 答 申 の 検 討 に つ い て 入 間 市 指 定 文 化 財 の 新 規 指 定 に つ い て ・ 高 倉 氷 川 神 社 本 殿 付 棟 札 ・ 鉄 造 不 動 明 王 立 像 (2) そ の 他 4 そ の 他 5 閉 会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0 人
配 布 資 料	平 成 2 1 年 度 第 3 回 入 間 市 文 化 財 保 護 審 議 委 員 会 (資 料)
事 務 局 職 員 職 氏 名	生 涯 学 習 部 部 長 吉 澤 均 生 涯 学 習 課 長 神 崎 幸 子 同 課 生 涯 学 習 文 化 財 担 当 主 幹 齊 藤 祐 司 同 主 任 小 野 久 美 子 同 主 任 大 久 保 卓
会 議 録 作 成 方 法	筆 記

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項	
議 題	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について</p> <p>入間市指定文化財の新規指定について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高倉氷川神社本殿付棟札・ 鉄造不動明王立像 <p>(2) その他</p>
決 定 事 項	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について</p> <p>前回の審議委員会で審議された内容等をもとに事務局で修正した理由書 (案) について各委員から意見を聴取した。後日、今回の取りまとめた理由書により教育委員会へ答申することになった。</p> <p>(2) その他</p>

会 議 録 (3)

発言者	発言内容
	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について</p> <p>前回の審議委員会で意見のあった箇所とその後に各委員から指摘のあった箇所を中心に、事務局で修正した理由書（案）を提示して説明を行った。</p> <p>「高倉氷川神社本殿付棟札」について</p>
委員	○ 3段落1行目の一間社流造の説明について、市内の建築型式では「最も多いものである」と解されるが、実際の数はどうなのか。
委員長	○ 細かい数字は分からない。
委員	○ 最も多い形式ということが確実であればいまの表現で良いが、定かでないければ「形式は、…一間社流造である。」とまとめた方が良いのではないか。
委員長	○ 全国的に多い建築形式なので、今回の理由書でわざわざ記述する必要もない。「…である。」にしてはどうでしょうか？
一同	○ 異議なし。
委員	○ 4段落の記述では、秋庭万一郎を師匠としてその弟子のまたその弟子といった表現になっているが、このような関係は考えられない。弟子は全て秋庭万一郎の門弟で、弟子といった関係ではないか。
委員長	○ 棟札の表現どおりの関係であろう。当時は格式を重んじるため、このような表現をすることが多かった。棟札によればとあるので、いまの表現で良いのではないか。
委員	○ 参考資料の棟札の中で、「明和五歳戌子」となっているのは「戌」ではなく、「戌」の間違いではないか。
委員長	○ 誤字であっても資料とする場合は、正確に写す必要がある。写真ではどうなっているのか。
事務局	○ 写真を見ると「戌」となっています。
委員長	○ それでは「戌」に訂正してください。
委員	○ 3段落3行目の「…彫刻を配し、」「…鹿等を施し、」のところはどうでしょうか。
委員	○ 単語を入れ替えて「…彫刻を施し、」「…鹿等を配し、」とする方が表現としては良い。
委員長	○ それではそうしましょう。
事務局	○ 3段落5行目の「神仏混淆」はどうですか。
委員	○ 文字は「淆」が正しいが、最近では「神仏習合」の方が一般的で分かりやすい。
委員長	○ では「神仏習合」としましょう。
委員	○ 4段落目の「棟札によれば、…」という文章は、主語がないため分かりにくい。
委員	○ 「本殿は、…により造営された。」と「本殿」を主語にしてはどうか。

会 議 録 (4)

発言者	発言内容
委員	○ その方がわかりやすい。
委員	○ それよりも棟札のように造営者の名前を列挙してはどうか。
委員長	○ 名前だけでは分かりにくい。
委員	○ 調書なので文章にした方が良い。秋庭万一郎の前に「大工」を入れればどうか。
委員	○ それならば文章がつながる。
委員	○ 棟札にある「秋庭万一郎」と「藤原善勝」は同一人物ですか。
委員	○ 藤原姓は位階と同じで、格式を表している。
事務局	○ それでは4段落目は、明和5年の前に「本殿は」と入れ、また秋庭万一郎の前に「大工」という表現を入れることでよろしいでしょうか。
一同	○ 異議なし。
委員	○ 3段落3行目の「脇障子には雲波竜、…」とあるが、「小さいながら…」以下に掛かる表現であれば「雲波竜がつけられている」とした方が良い。
委員	○ 「…鹿等、脇障子には雲波竜を配している」としてはどうか。
委員	○ 「…雲波竜を配し、小さいながら…」とする方が文章はつながる。
事務局	○ ではそのようにします。
委員	○ 3段落5行目の「付」の表記はルビを振るか、「付り」とした方が良いのではないか
事務局	○ 過去の理由書と統一させるために「付」としてルビを振ります。
委員	○ 1段落1行目の「氷川神社（一の宮）」としているが、「一の宮」だけでは誤解が生じる恐れがあるので、括弧内の「一の宮」を取るか、「武蔵一の宮」としてはどうか。
委員	○ 格式を表しているので、「武蔵一の宮」とした方が良い。
事務局	○ それでは「氷川神社（武蔵一の宮）」とさせていただきます。
委員長	○ 「高倉氷川神社本殿付棟札」の理由書については、いままでの修正内容でいかがでしょうか。
一同	○ 異議なし。
	「鉄造不動明王立像」について
事務局	○ 1段落1行目で鉄仏の説明として「鉄製の仏像」としていますが、これは単語そのままの意味であり、あえて表現を入れなくても良いかもしれませぬ。
委員	○ 文化財を知らない人が読んだ場合にはおかしくない。
委員	○ ただの「鉄仏」だけではイメージしにくいので、このままで良いだろう。
委員	○ 2段落5行目の「…台座光背を完備する。」とあるが、「完備」と「後補」では意味が正反対になる。
事務局	○ 実物で「後補」であることを確認していますので、訂正させていただきます。

会 議 録 (5)

発言者	発言内容
委員	○ 1段落2行目の「その中で」という表現は必要ない。
事務局	○ 修正します。
委員	○ 1段落4行目の「伝来は明らかでない」ということと「寺が火災に遭った時に一昼夜火中にあった」という関係が分かりにくい。
委員	○ 「伝来は明らかでない」という表現は重要である。「市内には…1 躰あるのみで、伝来は明らかでない。」としてはどうか。
事務局	○ では「市内には…1 躰あるのみで、伝来等詳細は明らかでない。」としてはどうでしょうか。
一同	○ 異議なし。
委員	○ 1段落1行目の「鉄製の仏像で、…」の「で、」という助詞はおかしい。「鉄製の仏像であるが、…」とした方が良い。
事務局	○ 修正します。
委員	○ 2段落目の仏像の説明の中には「臂」「裳」などなじみのない文字が出てくるが、ルビを振ってはどうか。また「鋳バリ」とカタカナになっているがこれで良いのか。
事務局	○ 読みにくいと思われる文字にはルビを振ります。また、辞書（広辞苑）によると「鋳ばり」が正しいようですので訂正します。
委員長	○ 仏像の説明は文章だけでは分かりにくいので、図等を参考資料として付けてください。
委員	○ 「造形」は一般的な言葉ではないので、違うものにしてはどうか。
事務局	○ 仏像を表現するには良く使われる言葉ですので、そのままにしてルビを振ります。
委員	○ 「目をすがめる」とあるが、どういう意味か。
事務局	○ 歌舞伎の所作で使われています。
委員	○ 歌舞伎の所作は不動明王の表情から取ったとの話があります。
委員	○ 2段落目の文章は、5行目の「木製の台座」までが仏像の姿形の説明で、「鋳鉄製で、…」以降は本像の造りの説明になっている。「鋳鉄製で、…」の前でいったん段落を変えてはどうか。
委員	○ 段落を変えて「鋳鉄製で、」の前に主語として「本像は」としてはどうだろうか。
委員	○ 造りを説明している段落になるので、「造りは」とした方が良い。
事務局	○ それでは「造りは鋳鉄製で、…」という文章に変更します。
委員長	○ 「鉄製不動明王立像」の理由書については、このような内容でどうでしょうか
一同	○ 異議なし。

会 議 録 (6)

発言者	発言内容
<p>委員長 事務局</p> <p>委員長 事務局</p>	<p>○ 事務局から今後の流れを説明してください。</p> <p>○ 今回審議していただいた理由書を付して、3月25日に委員長・副委員長から教育長へ答申を行っていただきます。その後は4月30日の定例教育委員会に今回の2件の文化財を市指定文化財に指定するための議案を提出します。このため指定日は5月以降になる予定です。</p> <p>○ 分かりました。他にはありますか。</p> <p>○ ありません。</p> <p>(2)その他 な し</p>

事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 の 署 名 _____

議長が指名した者の署名 _____